

本市における指定管理者制度導入施設の分類

【指定管理者制度について(指針) 別表】

	グループA	グループB
施設の特性	○ 施設管理だけでなく、市の政策目的に沿った取組を、 <u>市と協働</u> で展開していく施設	○ 施設管理だけでなく、市の政策目的に沿った取組を、 <u>民間事業者のスキルやノウハウに委ねて</u> 展開していく施設 ○ 施設における <u>主な取組が維持管理運営</u> (利用許可申請や使用料徴収等を含む) ○ その他、施設の設置目的や特性上、 ・利用者による施設管理運営が効率的 ・収益の確保が求められる ・市の政策上、事業の企画立案等を市が担い、指定管理者が施設の維持管理を担う
パートナーシップ	○ 市と指定管理者が、 <u>ともに政策やまちづくりを推進していくパートナーとしての立場を踏まえた施設管理運営</u> を行う ○ 外郭団体が非公募で管理している施設については、上記に加えて、 <u>より市と一体的に政策やまちづくりを推進していく立場を踏まえた施設管理運営</u> を行う (基本協定書にパートナーシップに関する項目を <u>必須</u> で反映)	○ 施設の特性に合わせて、市と指定管理との <u>パートナーシップを踏まえた施設管理運営</u> を行う。 (基本協定書にパートナーシップに関する項目を <u>任意</u> で反映)
指定管理者に求める能力	○ 主に <u>プランニング(企画力・調査力など)</u> 能力	○ 主に <u>マネジメント(効率的な施設運営など)</u> 能力
評価する際の視点	○ 原則として <u>アウトカム指標</u> を設定し、 <u>有効性</u> に係る評価項目について、配点の割合を高くする	○ 原則として <u>アウトプット指標</u> を設定し、 <u>効率性</u> に係る評価項目について、配点の割合を高くする
指定管理料の積算の考え方	○ 安定的な施設の管理運営を行う上で必要な経費 ○ 積算時における施設の状況や社会情勢によって必要な経費 ○ <u>政策目的達成に必要な人材確保に係る経費(※)</u> ※ 外郭団体が管理運営する施設については、外郭団体の給与基準などを踏まえる	○ 安定的な施設の管理運営を行う上で必要な経費 ○ 積算時における施設の状況や社会情勢によって必要な経費
インセンティブ	○ <u>インセンティブの導入を検討</u>	○ <u>インセンティブの導入を積極的に検討</u>
該当施設 ※ 1 ※ 2	女性・勤労婦人センター 地域総合センター 総合老人福祉センター 老人福祉センター 身体障害者デイサービスセンター すこやかプラザ 美方高原自然の家 青少年いこいの家 ユース交流センター あこや学園 たじかの園 身体障害者福祉センター 弥生ヶ丘斎場・墓園 尼崎学園 記念公園 社会体育施設	生涯学習プラザ(施設管理部門) 園田東会館 老人福祉工場 身体障害者福祉会館 青少年体育道場 尼崎城址公園 富松住宅 市営住宅 稲葉荘団地 阪神尼崎駅前駐車場 自転車駐車場 有料公園 魚釣り施設 北図書館
備考	※ 1 この分類に該当する施設は、令和2年4月3日現在における各施設の設置目的や特性等から分類したものです。今後、市の政策や方針により、設置目的や特性が変わることで分類が変更されることがあります。 ※ 2 施設名称については一部略称で示しているほか、複数ある施設は便宜上、まとめて示しています。	